

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は高い企業倫理のもと、意思決定や執行における適法性、妥当性を確保することの重要性を認識し、事業の持続的発展を図ることを基本としております。

この方針のもと経営判断を迅速かつ機動的に実行し、事業拡大と企業競争力の強化、グループ全体の企業価値の向上を図り、ステークホルダーの期待に応えていきたいと考えております。

なお、当社は、事業規模等より判断して監査役会設置会社形態を採用しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社カネカ	829,212	6.60
日本生命保険相互会社	608,400	4.84
住友電気工業株式会社	550,000	4.38
株式会社三菱東京UFJ銀行	517,700	4.12
オーナンバ取引先持株会	490,600	3.91
株式会社南都銀行	480,000	3.82
日本モレックス合同会社	450,000	3.58
小野哲夫	398,454	3.17
株式会社三井住友銀行	391,000	3.11
株式会社電響社	368,000	2.93

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明 更新	
----------------------	--

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	12 月
業種	非鉄金属
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

--	--

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情
該当事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
森澤 武雄	弁護士											
諸熊 建次	学者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
森澤 武雄	○	——	森澤武雄氏は、協和総合法律事務所における勤務を経て森澤武雄法律事務所を設立され、弁護士としての豊富な経験や実績・見識及び知見を、当社の経営に活かしていただくため、平成28年3月30日開催の当社定時株主総会において社外取締役に選任いたしました。同氏は、「上場管理等に関するガイドライン」III 5.(3)の2に規定する事前相談を要する要件のいずれにも該当しないことにより、独立性を有すると判断いたしました。
諸熊 建次	○	——	諸熊建次氏は、大阪成蹊大学で教鞭をとられる教授であり、企業経営、組織マネジメントについての知識などを、当社の経営に活かしていただくため、平成28年3月30日開催の当社定時株主総会において社外取締役に選任いたしました。同氏は、「上場管理等に関するガイドライン」III

		5.(3)の2に規定する事前相談を要する要件のいずれにも該当しないことにより、独立性を有すると判断いたしました。
--	--	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	4名
監査役員数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人は、監査状況等を監査役会に報告しており、四半期決算レビュー及び期末決算監査報告等、必要に応じて監査役会と相互に情報交換をしております。
内部監査部門として監査室を設置し、年度監査計画に基づき、各部門・グループ会社に定期的に監査を行い、監査結果を代表取締役役に報告するとともに、各部門・グループ会社に改善指示を行っております。この監査報告は、都度、監査役に報告され、監査役と監査室とが意見交換を行うなど連携しております。

社外監査役員の選任状況	選任している
社外監査役員数	2名
社外監査役員のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山本 武	税理士													
上 甲 梯 二	弁護士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山本 武	○	――	山本 武氏は、大阪国税局における長年に渡る勤務を経て山本武税理士事務所を設立され、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、税理士としての専門的経験等を当社の監査に反映していただくため、平成27年3月27日開催の当社定時株主総会において社外監査役に選任いたしました。 同氏は、「上場管理等に関するガイドライン」III

			5.(3)の2に規定する事前相談を要する要件のいずれにも該当しないことにより、独立性を有すると判断いたしました。
上甲 悌二	○	——	上甲悌二氏は、淀屋橋合同法律事務所(現弁護士法人淀屋橋・山上合同)における長年の勤務による弁護士としての豊富な経験や実績・見識及び知見を、当社の監査体制の強化に活かしていただくため、平成28年3月30日開催の当社定時株主総会において社外監査役に選任いたしました。 同氏は、「上場管理等に関するガイドライン」III 5.(3)の2に規定する事前相談を要する要件のいずれにも該当しないことにより、独立性を有すると判断いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4 名
-------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

・独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当社は、インセンティブ制度としては導入しておりませんが、取締役の報酬は、以下の方針により決定しております。
固定報酬は、役員の役位・担当執行業務の内容に応じて一定額を決定し、また、役員賞与は、会社業績、財務状況、経営環境により総額を決定した上で、担当業務に対する業績を評価して各人別の額を決定しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

当社役員報酬の内容は以下のとおりであります。(平成27年12月期)

	人数	報酬等の総額
取締役	7名	134百万円
監査役	4名	23百万円
合計	11名	157百万円

(注1) 上記のうち、社外役員に対する報酬等の総額は4名、14百万円であります。
(注2) 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれておりません。
(注3) 報酬等の総額には、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額13百万円(取締役11百万円、監査役1百万円、うち社外役員1百万円)が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬等の額の決定に関する方針について、特段に定めた規程等の文書はありません。
しかしながら、役員の人事の公平性を基準に、同業種、同規模企業群の水準及び経営環境等を勘案して決めております。
各取締役の固定報酬については、役員の役位・担当執行業務の内容に応じて一定額を決定し、また、役員賞与の額については、会社業績、財務状況、経営環境により総額を決定した上で、担当職務に対する業績を評価して各人別の額を決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役へのサポート体制

社外取締役に対して、取締役会における充実した議論に資するため、取締役会の議題の提案の背景、目的、その内容等につき、取締役会開催前に説明等を行っております。

社外監査役へのサポート体制

社外監査役は毎月の定例取締役会などに出席しております。また、社外監査役に対し、監査室による内部監査実施報告、適時会議議事録などによる情報伝達に努めております。更に、監査役会で各監査役が報告を行い、監査役間の情報共有化を図っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、環境変化に素早く対応できる体制を確立するため、代表者を含む取締役、常勤監査役及び執行役員で構成される経営会議を設け、原則として隔週開催し課題を審議、担当業務に応じて取締役の権限と責任を明確にすることにより、取締役会の意思決定の迅速化と監督機能の強化を図っております。

内部監査は監査室が担当し、年間計画に基づき各部署及びグループ会社の監査を行い、その結果は代表取締役役に報告するとともに監査役会に報告しております。

また、会計監査については、当社と監査契約を締結しているPwCあらた監査法人が監査を実施しております。当社の会計監査業務を執行する公認会計士は西川浩司氏、河瀬博幸氏であり、当社の会計監査業務に係る補助者は公認会計士9名、その他9名であります。会計監査人は、監査状況を監査役会に報告しており、必要に応じて監査役会と相互に情報交換をしております。

監査役会につきましては、取締役の職務遂行についてより厳正なる監査を行うため、監査役3名のうち2名が社外監査役かつ独立役員であります。また、監査役1名は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

当社は、社外役員全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

上記のコーポレート・ガバナンス体制を採用することで、株主、消費者、取引先、地域社会、従業員等の社内外のステークホルダーに対して経営の透明性を高め、経営環境の変化にも迅速に対応することにより、長期安定的な企業価値の向上を図ることができるものと考えております。

社外取締役は、当社の経営について企業社会一般に基づいた長期展望や当社の従前の発想と異なる視点からアドバイスや意見を寄せ、当社経営の適確性を確保するといった役割を担っております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成28年3月30日開催の第85回定時株主総会招集通知につきましては、法定期日(平成28年3月14日)の4営業日前である平成28年3月8日に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	12月決算のため、一般的にいわれる集中日に株主総会を設定することはありません。
その他	株主総会開催時には可能な限りビジュアル化を図り、事業内容及び業績の概況について総会出席者のご理解を得られるよう努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	機関投資家・証券アナリストを対象に年2回実施し、決算(期末及び第2四半期)、経営の現状などを報告しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報及びその他の適時開示資料、電子公告を掲載しております。URLは http://www.onamba.co.jp/ であります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署として、「経営企画室」を設置しております。なお、IR担当役員及びIR事務連絡責任者は取締役管理統括部長武田 豊であります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループの「企業行動規範」にて、「6. 企業情報の適時適切な開示・管理」として「企業経営全般にわたり、必要な企業情報の適時適切な開示を行う」と定め、遵守に努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループでは企業の社会的責任を意識し、「企業行動規範」に「環境重視」掲げており、その一環として環境マネジメントシステム規格であるISO14001を取得、「限りなく美しい地球を未来につなぐ」をスローガンに、環境に配慮した経営を行っております。また、環境保全に貢献する製品として、太陽光発電関連製品及びエコ電線(ハロゲンフリー絶縁電線等)を販売しております。
その他	投資家の皆様に投資しやすい水準とすべく、平成18年8月1日より1単元の株式の数を1,000株より100株に変更いたしました。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システムに関する基本方針は次の通りであります。

I. 基本的な考え方

当社は、企業倫理の重要性を踏まえ、経営判断を迅速かつ機動的に実行するとともに、健全性と透明性を高めるための体制を整え、当社グループ全体の事業拡大と企業競争力の強化を図ることにより持続的な成長を目指します。

II. 体制整備の方針

1. 当社及び当社グループ各社の取締役の職務が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、「取締役会」を毎月1回開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督を行います。
- (2) 当社は、環境変化にすばやく対応できる体制を確立するため、代表者を含む取締役、常勤監査役、執行役員などから構成される「経営会議」を設置しております。
- (3) 当社及び当社グループ各社の責任者は、経営目標の進捗状況について定期的に「経営会議」で報告を行い、「経営会議」は、「経営会議規程」に基づき、当社グループ全体の重要課題を審議し、必要な意思決定を行います。
- (4) 「経営会議」は、当社グループ全体の採算管理の徹底、連結業績管理を行うため、「中期経営計画」及び「予算管理」制度を設け、当社グループ全体の進捗状況を定期的に点検します。
- (5) 取締役及び使用人(以下、「役職員」という。)の業務が効率的かつ適正に行われるように、「組織及び職務分掌規程」、「職務権限規程」及び「稟議規程」を定め、業務を遂行いたします。

2. 当社及び当社グループ各社の取締役及び使用人の職務の執行が法令、定款に適合することを確保する体制

- (1) 当社は、オーナンバグループ「経営理念」を実践するために、当社及び当社グループ各社の役職員が法令遵守にとどまらず、倫理に基づく社会的良識をもって行動し、社会的責任を果たすよう、オーナンバグループ「企業行動規範」を制定しております。
- (2) 当社は、コンプライアンス全体を統括するため、社長を委員長とし、取締役、執行役員などを委員とした「コンプライアンス委員会」を設置し、オーナンバグループ「企業行動規範」に基づき、当社及び当社グループ各社における法令遵守の推進及び教育を行います。また、監査室と密接に連携し、監査室による監視＝監査を行います。
- (3) 当社は、相談・通報窓口を設け、役職員がオーナンバグループ「企業行動規範」に違反する行為またはその疑いがある行為を発見した場合に、通報できる窓口を設置しております。なお、役職員が窓口に通報を行ったことを理由として、役職員に対して不利益な取扱いをしないこととしております。

3. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及び当社グループ各社は、金融商品取引法の定めに基づき、「財務報告の信頼性を確保するための内部統制基本方針及び計画」を定め、適正な財務報告が当社の株主、投資家、その他利害関係者からの信頼性確保のために重要であるとの認識に立ち、財務報告の信頼性を確保するために必要な体制を構築いたします。

4. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、監査役が監査役の職務を補助すべき専任または臨時の補助使用人を要請した場合には、補助使用人を配置します。
- (2) 当社は、専任または臨時の補助使用人を設置する場合は、補助使用人の業務に関する業務執行者からの独立性の確保を図ります。また、監査役からの指示の実効性を確保するために、当該補助使用人は当社の指揮命令は受けないものとします。
- (3) 監査役は、内部監査結果等の報告の受理など、監査室との協力と連携のもとで、監査役の「法令に定める職務」を遂行いたします。

5. 当社及び当社グループ各社の取締役及び各責任者が監査役に報告するための体制

- (1) 当社グループ全体に影響を及ぼす重要な決定事項(重要な会計方針・基準の変更、業績の見通し、重要な投資案件の決定、重大なリスクの発生など)について、「監査役会」に報告いたします。
- (2) 当社グループ全体に著しい損害を及ぼす恐れがある事実を発見したとき、その内容について、「監査役会」に報告いたします。
- (3) 常勤監査役は、「取締役会」のほか、重要な会議に出席するとともに稟議書、その他業務執行に関する重要文書を閲覧し、必要に応じて役職員に説明を求めます。
- (4) 当社は、5. (1)から(3)の報告・説明をした役職員に対し、当該報告・説明をしたことを理由として、不利益な取扱いをしないこととしております。
- (5) 監査役は、職務の執行にあたり、必要に応じて弁護士、公認会計士その他社外の専門家を利用することができます。
- (6) 当社は、監査役が職務の執行について生ずる費用の前払い等を請求したときは、当該監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、当該費用または債務を処理いたします。

6. 当社及び当社グループ各社の業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、「関係会社管理規程」を定め、当社グループ各社よりの報告事項などを定めるとともに、当社グループ各社毎に所管する総括責任者を定め、経営状況の把握、経営指導を行います。
- (2) 監査室は、年度監査計画に基づき、各部門及び当社グループ各社に定期的に監査を行い、法令遵守の状況、リスク管理状況及び業務の効率性について、監査結果を代表取締役へ報告するとともに、各部門及び当社グループ各社に勧告し、改善を求めます。また、監査役会にも報告し、情報の共有化を進め連携を行います。

7. 当社及び当社グループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社及び当社グループ各社の経営に重大な影響を与える恐れがある緊急事態が発生したときの通報体制など適切な管理体制の構築について「経営危機管理規程」に基づいた運用を行います。
- (2) 当社及び当社グループ各社における防災対策、生産設備の安全対策など安全に関し、各拠点で自主的な総点検を定期的に実施いたします。
- (3) 当社及び当社グループ各社における業務に係るリスクについては、監査室による監査を行い、リスク内容とそれがもたらす損失の程度などにつき、代表取締役、監査役に報告するとともに、各部門及び当社グループ各社に通知、改善させる仕組みといたします。

8. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

重要文書の取扱は、「文書管理規程」に基づいて保存期限を個別に定め、保存いたします。

9. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

当社及び当社グループ各社は、オーナンバグループ「企業行動規範」に基づき、反社会的勢力、団体に対し毅然とした態度で臨むことは企業の倫理的使命であり、企業活動の健全な発展のために不可欠であると認識し行動いたします。

反社会的な勢力からの接触に対して毅然たる態度で断固排除すること、反社会的勢力につけ入る隙を与えないよう、「金は出さない」、「利用し

ない」、「恐れない」の基本原則を役職員に徹底いたします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. II. 9. に記載の通りであります。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

当社は、金融商品取引法等の関連法令、上場金融商品取引所の定める適時開示規則等に従い、適時適切に情報を開示する社内体制を整えております。また、当社グループの「企業行動規範」にて、「6. 企業情報の適時適切な開示・管理」として「企業経営全般にわたり、必要な企業情報の適時適切な開示を行う」と定め、遵守に努めております。

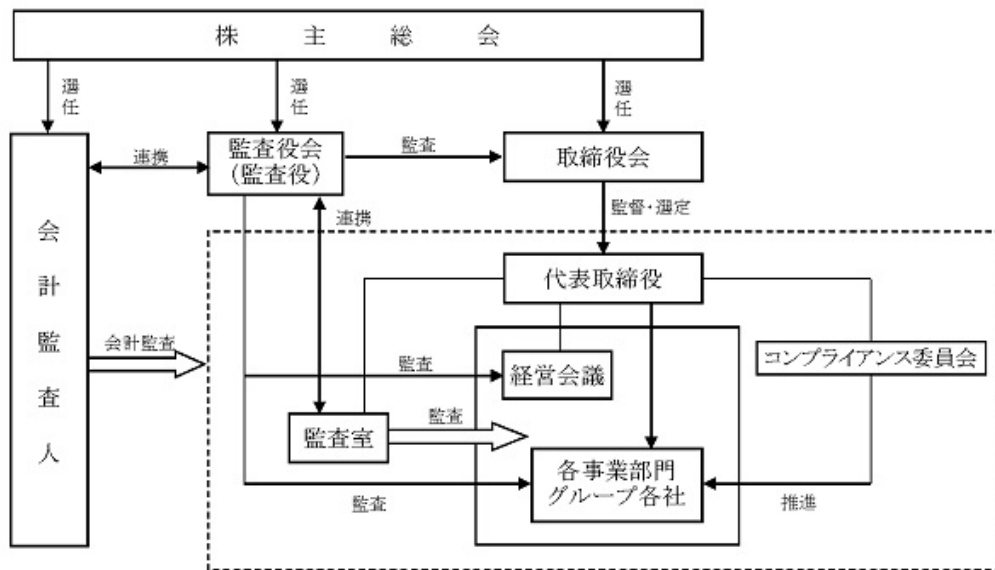
当社及びグループ各社は、金融商品取引法の定めに基づき、「財務報告の信頼性を確保するための内部統制基本方針及び計画」を定め、適正な財務報告が当社の株主、投資家、その他利害関係者からの信頼性確保のために重要であるとの認識に立ち、財務報告の信頼性を確保するために必要な体制を構築しております。

当社及び子会社の重要な決定事実に関する情報や決算に関する情報については、月1回の定例取締役会や隔週の経営会議にて、また重要な発生事実に関する情報についてはその発生を緊急連絡網等にて入手した時点で、迅速に適時開示を行うこととしております。

情報開示の手続きについては、適時開示情報伝達システム(TDnet)で登録して公開し、上場金融商品取引所内の記者クラブで報道機関等へ当該資料の配布を行っております。また、当社ホームページにて、決算情報及びその他の適時開示資料、電子公告を掲載しております。

適時開示に係る社内体制は別紙に記載の通りであります。

コーポレート・ガバナンスの模式図



適時開示体制の概要(模式図)

